

静岡海区漁業調整委員会指示第6-7号

静岡海区において、静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第43条第1項第8号に掲げるひき縄釣により水産動物を採捕する場合について、漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年3月28日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 定義

ひき縄釣とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の制限

ひき縄釣により水産動物の採捕を行ってはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 漁業者が漁業を営むために行う場合及び漁業従事者が漁業者のために従事する場合
- (2) 静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という）の承認を受けた試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合
- (3) 委員会の承認を受けた者が開催する大会に参加して行う場合
- (4) 指定法人（5(2)の規定により委員会の指定を受けた法人をいう。以下同じ。）を通じて承認を受けた者が行う場合

3 承認証の交付

委員会は、上記2(2)、(3)及び(4)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 採捕区域等の設定

- (1) 2(4)により採捕を行う場合の区域は、2(3)の大会が実施されたことのある区域のうち、地元の漁業協同組合から同意書等が提出された区域とする（以下「指示区域」という）。
- (2) 指示区域におけるひき縄釣の採捕期間は、4月の第4週の土曜日から10月の第4週の土曜日までとし、当該期間中の採捕は日の出から午後2時までとする。ただし、県内の漁港に寄港する場合は、採捕終了時刻を午後3時とする。
- (3) 指示区域における採捕が認められる隻数は、指示区域において継続的にひき縄を行う隻数の総計として計算する。
- (4) 指示区域における採捕が認められる隻数は、当該指示区域において過去に開催された2(3)に規定する大会に参加した船舶隻数を上限とする。

5 指定法人の指定

- (1) 指定法人の指定を受けようとする法人は、別に定める書類を添付して申請書を委員会に提出しなければならない。
- (2) 委員会は、(1)による法人の申請が次に掲げる要件の全てを満たしていると認められるときは、当該法人を指定するものとする。

- ア 水産資源と海面の調和のとれた利用を促進し、漁業と遊漁の共存に資するものであること
- イ 指示区域で操業する主な漁業者が所属する漁業協同組合の同意を得ていること
- ウ 地域の活性化に向けた取組に参加して行われるものである等、市町、観光協会等の同意を得て行うものであること
- エ 申請に関する業務を行うために必要な人員や経理的な基礎を有していること
- オ 漁業法及び静岡県漁業調整規則等の漁業関係法令に違反したことがないこと
- カ これまでに本指示による指定の取消しを受けたことがないこと
- キ 2(3)の大会を過去に本指示を遵守し3年以上継続して開催していること

(3) (2)による指定期間は4(2)に規定する期間のうち、指定日から2か月間とする。過去に(2)の指定を受けた法人については3か月間とする。

6 指定法人の条件

指定法人は、次に掲げる全ての事項を遵守しなければならない。

(1) 法令等の研修の実施

承認を受けた者に対し、漁業法、静岡県漁業調整規則等の漁業関係法令及び遊漁のマナーの遵守並びに水産資源管理への理解を深めるための研修を定期的実施しなければならない。

(2) 採捕の安全の確保

承認を受けた者に対し、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、採捕の安全を確保するよう指導しなければならない。

(3) 適正な採捕の確保

漁業法等関係法令やルール等の遵守及び適正なひき縄釣実施のための監視体制を整備し、承認を受けた者が8(3)アからコの規定に反する行為の疑いがあると認めるときは、速やかに委員会及び漁業協同組合等関係者に報告しなければならない。

(4) 採捕実績の報告

承認を受けた者の採捕実績(採捕時に死亡した水産動物を含む)を毎月取りまとめ、翌月15日までに別に定める様式により委員会に報告しなければならない。

(5) 水産資源の保護

指示区域で操業する主な漁業者が所属する漁業協同組合との連絡体制を整備し、漁場管理や水産資源回復に向けた取組を積極的に実施しなければならない。

(6) 漁業者との協議

ひき縄釣の適正な実施について、5(3)の指定日前に漁業者及び漁業協同組合と意見交換の機会を設けなければならない。また、漁業協同組合から協議等の申し入れがあった場合、これに速やかに応じなければならない。

(7) 出港予定等の報告

承認を受けた者の採捕を行うための出港予定について、採捕を行う週の前週金曜日までに取りまとめ、委員会及び漁業協同組合など関係者に報告しなければならない。また、予定の変更があった場合は速やかに報告しなければならない。

- (8) 5(3)の期間終了後一か月以内に(1)から(7)の実施状況を示す書類を委員会に提出するものとする。
- (9) 委員会は、(1)から(7)について違反があったとき又は水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるときは、指定法人の指定を取り消すことができる。
- (10) その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することができる。

7 承認の基準

- (1) 上記2(3)の場合の承認は、次に掲げる条件を全て満たす大会を主催する者に対して行うものとする。
 - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が起こるおそれがないこと。
 - イ 5日以内の短期採捕であること。
 - ウ 静岡県内に所在する漁港等を根拠地として行うものであること。
 - エ 地元が開催するイベントに参加して行われるものである等、市町、観光協会等の同意を得て行うものであること。
 - オ ひき縄釣を行う予定の区域が県内漁業者の操業対象区域となっている場合には、当該漁業者が所属する県内の漁業協同組合の同意を得ていること。
 - カ 地元漁業協同組合が開催するイベントに参加して行われるものである等、地元漁業協同組合の業務上問題ないものとして、同漁業協同組合の同意を得て行うものであること。
 - キ 6(9)に規定する指定の取消し及び8(2)オに規定する承認の取消しを受けたことのないこと。
 - ク 大会に参加する者が、静岡県漁業調整規則等の漁業関係法令違反及び8(3)サに規定する承認の取消しを受けたことのない者であること。
- (2) 上記2(4)の場合の承認は、漁業法、静岡県漁業調整規則等の漁業関係法令違反及び8(3)サに規定する承認の取消しを受けたことのない者に対して行なうものとし、承認期間は5(3)の指定の有効期間と同一とする。

8 承認者の条件

- (1) 上記2(2)の場合
 - ア 承認証の携帯
承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。
 - イ 採捕実績の報告
承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。
 - ウ 承認の取消し
委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。
- (2) 上記2(3)の場合
 - ア 法令等を遵守させる義務
承認を受けた者は、当該大会に参加する者に対し、漁業法及び静岡県漁業調整規則等の漁業関係法令を遵守するよう指導しなければならない。

イ 採捕の安全を確保させる義務

承認を受けた者は、当該大会に参加する者に対し、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、採捕の安全を確保するよう指導しなければならない。

ウ 標識旗の掲揚

大会に参加している船舶は採捕中、委員会が別に指定する標識旗を掲げなければならない。

エ 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

オ 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(3) 上記2(4)の場合

ア 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

イ 標識旗の掲揚

承認を受けた者の船舶は、採捕中、委員会が別に指定する標識旗を掲げなければならない。

ウ 採捕の安全確保

承認を受けた者は、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、採捕の安全を確保しなければならない。

エ 漁業への配慮

承認を受けた者は、操業中の漁船及び漁具の標識周辺五百メートル以内に立ち入らない、進路を妨害しない等の措置を講じた上で、漁船の操業に支障を及ぼさない限度でひき縄釣を行うことができる。

オ 水産資源の保護

承認を受けた者は、ひき縄釣の対象として承認された水産動物の他、クロマグロなど全ての水産動物を直ちに放流しなければならない。ただし、クロマグロ以外の水産動物で死亡など放流が困難な場合には、速やかに指定法人、漁業協同組合及び委員会に報告し、指定法人と漁業協同組合の取り決めに従い販売及び譲渡以外の方法により適正に処分しなければならない。

カ 漁場管理等の取組への協力

承認を受けた者は、指定法人による漁場管理や水産資源の管理・回復に向けた取組に積極的に協力しなければならない。

キ 出港等の報告

承認を受けた者は、採捕を行う週の前週金曜日までに出港の予定を指定法人に報告するとともに出港時に指定法人、漁業協同組合、委員会に出港を報告しなければならない。また、予定を変更する場合は速やかに報告しなければならない。

ク 採捕終了の報告

承認を受けた者は、採捕の終了を速やかに委員会及び漁業協同組合など関係者に報告しなければならない。

ケ 船舶への立ち入り

承認を受けた者は、本指示の遵守状況を確認するために委員会及び漁業協同組合等から船舶への立ち入りの申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

コ 採捕実績の報告

承認を受けた者は、毎月、翌月10日までに指定法人を通じて、別に定める様式により採捕実績（採捕時に死亡した水産動物を含む）を委員会に報告しなければならない。

サ 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が本指示の内容について、当該年度における採捕期間中に注意、指導を2回以上受けたとき、又は水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

(4) 上記2(2)、2(3)及び2(4)共通

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することができる。

9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「ひき縄釣採捕承認等事務取扱要領」による。

10 指示の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで